

## 京都市民長寿すこやかプラン推進協議会設置要綱

## (設置)

第1条 京都市民長寿すこやかプラン(高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)(以下「プラン」という。)の進捗状況を点検・評価し、円滑な推進を図るとともに、3年ごとのプランの見直しに関する協議を行うため、京都市民長寿すこやかプラン推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

## (組織)

第2条 協議会は、委員30名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療、福祉の関係者
- (3) 被保険者
- (4) その他市長が適当と認める者

3 委員の一部には、市民公募委員を含めることができる。

## (委員の任期)

第3条 委員の任期は、平成18年7月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長)

第4条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

## (招集)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、協議会の議長となる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員を構成員とする分科会を設置することができる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

## (庶務)

第6条 協議会の庶務は、保健福祉局長寿社会部長寿福祉課において行う。

## (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会に必要な事項は所轄局長が定める。

## 附 則

この要綱は平成15年6月1日から施行する。

本要綱の施行日をもって、京都市介護保険等運営協議会設置要綱を廃止する。

第5条の規定にかかわらず、第1回目の協議会は市長が招集する。

## 附 則

この要綱は決定の日から施行する(平成18年3月8日付け決定)。